

都市ガスについてのお知らせ

(重要事項説明書)

この書面は改正ガス事業法第14条、第15条にもとづき、お客さまに説明・交付する大切な書面です。必ずお読みいただき、大切に保管していただくようお願いいたします。

この書面は、お客さまが御殿場ガス株式会社(以下「当社」)にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、お客さまに十分ご理解いただきたい事項について記載しております。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス使用契約」)の詳細は、一般ガス供給約款及び選択約款(以下「約款等」)に定めています。約款等は、当社窓口のほか、当社ホームページでも確認いただけます。

1. ガス使用のお申し込み、および契約の成立

- ・ガス使用契約を希望される方は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・お申し込みは、当社にて承ります。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. ガスの使用開始日(契約開始日)

- ・お引越し(転入)の場合は、お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。
- ・他社からのガス使用契約の切り替えの場合は、申し込み後、所定の手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日の翌日といたします。(当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。)

(使用開始予定日が具体的に決定している場合に記入)

(西暦)

年

月

日

3. お客さまからの申し出による契約の変更及び解約

- ・契約の変更および引越し(転出)等に伴う解約については、当社まで連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へ連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。

4. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、約款等を変更する場合には、あらかじめ当社窓口のほか、当社ホームページに掲示いたします。
なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行い、ご使用量を検針票等でお知らせいたします。
- ・ガス料金は、検針により算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金の合計といたします。
- ・従量料金の単価(円/m³)は、基準となる単位料金に原料費調整額を加味して毎月決定されます。
- ・支払義務発生日(検針日等)から20日経過後のお支払いの場合、遅取料金(3%)が加算されます。
- ・ガス料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限)までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

6. ガス料金のお支払い方法について

- ・ガス料金は、①口座振替、②払込み、③クレジットカード のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
※注意: 業務用選択約款契約等のお客さまはクレジットカードによるお支払はできません。

お客さま確認欄(サインまたは印鑑)	説明者記入欄			説明者印
	契約年月日	(西暦)	年 月 日	
	供給地点特定番号 (当社の料金番号)	060-	-	

7. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・ガスグループは「13A」ですので、ガス機器は「13A 用」と表示されている機器をご使用ください。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性(ガスグループ)	
標準:	45MJ (メガジュール)	最低: 45MJ (メガジュール)	最高: 2.5kPa (キロパスカル)	最低: 1.0kPa (キロパスカル)	13A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

9. お客さまの責任およびご協力のお願い

- ・ガスのご使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、当社の従業員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスのご使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

10. クーリング・オフに関する事項について

- ・お客さまが、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリング・オフ」)を行うことができます。
- ・上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。
- ・クーリング・オフを行う場合、お客さまは、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに申込みの商品が引き渡されている場合は、その引取りに関する費用は当社が負担します。
 - ③ すでに商品の代金をお支払いされている場合は、当社は速やかにその全額を返還いたします。
 - ④ 商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受け又は施設を使用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他工作物の現状が変更された場合には、無償で元の状態に戻すよう請求することができます。

<お問い合わせ先> 契約の確認・変更・解約、その他お問合せ等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

(名称) 御殿場ガス株式会社

(代表者) 代表取締役 鈴木 善明
(小売登録番号) D0034

(営業所等) 本社:御殿場市川島田 600 番地

(受付時間) 平日・休祝日 8:30~17:00

TEL :0550-82-0876

(当社ホームページ) <http://gotemba-gas.pr-pro.jp/>

FAX :0550-82-0547